

## V 障がい者に対する刑事政策的対応と総合法律支援

### 1 障がいの判定

障がい犯罪者に対する入口支援においては、弁護士による支援活動が重要となる。

まず、被疑者に接見した際、被疑者に精神障がいの疑いがあるかどうかの判断が支援の分かれ目となる。この時点で障がいを見過ごしてしまうと、以後の支援につなげることができなくなってしまう。まずは本人に対し療育手帳、精神保健福祉手帳をもっていないかどうか、障害基礎年金を受給しているかどうか、通院歴や福祉歴がないかどうかを確認する必要がある。家族からの聞き取りも重要である。日弁連の方で障がいの判断ツールのようなものが作成され全国に配布されたとも漏れ聞くが、素人判断は危険であるので、精神科医や精神保健福祉士などに同行接見してもらい専門家の判断を仰ぐことが望ましい。

先の審査委員会を制度化していくことも考えられるが、一定期間毎の開催を前提とすると機動力に欠けるところがあることは否めないことから、審査委員会をどうするかはともかく、精神障がいの診断や検察に詳しい専門家の登録制度を設けて、弁護士の接見に同行してもらう仕組みも考えられよう<sup>30</sup>。

### 2 地域生活定着センターとの連携

障がい被疑者・被告人に対する入口支援は試験的なものであるため、全国的な取組みがなされているわけではないが、全国の定着センターでは一般相談という形で被疑者や被告人の支援を行ってきているので、地域の定着センターに相談することも有効である。その上で、対象者が入居型の福祉的支援を要すると判断された場合、弁護人は、定着センターと協力しながら、受入施設を確保し、施設の受入確約書を出してもらえるのであれば、それを検察官や裁判所に提出することで、対象者の社会

復帰と改善更生にとって望ましい処分選択がなされるよう働きかけることが求められる。

### 3 障がい者に対する刑事処分とその後の見守り

なお、障がいのある被疑者・被告人に対する処分選択にあたっては、実務家の発想の転換が求められる。例えば、従来の基準では起訴や実刑が当然であったような事案を起訴猶予にしたり、執行猶予を求刑していくのは検察官にとっては抵抗がある一方、従来であれば単純執行猶予が相当とされる事案で、敢えて保護観察を付けるとなれば、弁護人にとっては賛成しがたい場合もあろう。量刑上、保護観察付執行猶予の方が単純執行猶予より重いことは確かであり、それだけを見れば、被告人にとって不利な量刑と捉えられがちだからである。しかし、福祉的支援を必要とする障がい者にとって、最終的な利益とは何かを考えた場合、保護観察付執行猶予という選択肢が望ましいという場合もあろう。障がい者に対する刑事責任の追及と再犯防止の在り方についての実務家の意識改革が求められる。

また、障がい被疑者が起訴猶予となれば、それで万事解決という訳ではない。起訴猶予対象者が処分後間もなく福祉的支援を拒否したり、福祉施設から無断退会したりした場合、事件が再起されるわけではないとしても（可能性はゼロではないが）、本人の生活にとって重大な支障が生ずる可能性が高いことは間違いのないから、対象者に起訴猶予の意味や更生への決意を正しく理解させ、福祉的支援をきちんと利用していくことができるよう、福祉施設や間に入った定着センター等と見守っていく必要がある。「司法の福祉化」が進む中、弁護士も福祉的対応とは無縁でいられない。

さらに、入口支援の対象となった障がい者は、対象となった刑事事件以外にも、債務や成年後見など様々な法的問題を抱えていることがあるから、こうした法律問題についても法テラスや弁護士会につなぐなどして包括的な対応を図ることが望ましい。

[注]

- 1 警察庁『平成23年の犯罪』（2012）278頁。
- 2 法務省『平成23年法務年鑑』（2012）275頁。受刑者全体の傾向がわかる年末収容人員における精神障がいの状況はこの法務年鑑にしか数値の記載がなく，矯正統計年報では新受刑者の精神障がいの状況しかわからない。
- 3 法務省『矯正統計年報2011年』（e-stat）に拠る。
- 4 厚生労働科学研究費による田島班の調査結果でも，27,024名の受刑者中，知的障がい者が僅かに410名，1.5%とされたことに対し，割合が低過ぎ，処遇が特に困難な者だけが選ばれているのではないとの指摘がなされている。田島良昭研究代表『虞犯・触法等の障害者の地域生活支援に関する研究』（2007）6頁。
- 5 法務省・前掲注（3）。
- 6 山本讓司『獄窓記』ポプラ社（2003），同『累犯障害者一獄の中の不条理』新潮社（2006）が，そうした刑事施設の現状を指摘し，以後の施策の呼び水となった。
- 7 主藤順也＝吉崎順一「精神障害受刑者の矯正処遇の現状と課題—北九州医療刑務所における医療や処遇をめぐる」犯罪と非行174号（2012）144頁以下等参照。
- 8 法務省・前掲注（2）275頁。
- 9 日本の刑事施設における作業中心主義を指摘するものとして，太田達也「刑事施設・受刑者処遇法下における矯正の課題—矯正処遇を中心として—」犯罪と非行146号（2005）24-27頁。
- 10 篤田貴宏「障がい者を有する受刑者の処遇プログラムと釈放時における保護調整について」更生保護60巻10号（2009）27頁以下，神尾光一「播磨社会復帰促進センターの取組の現状と課題」犯罪と非行167号（2011）167頁以下，光岡浩昌「島根あさひ社会復帰促進センターにおける再犯防止の取組の現状と課題」犯罪と非行172号（2012）94頁以下等。
- 11 太田達也「アメリカにおける矯正施設の民営化と我が国のPFI事業—課題と展望—」ジュリスト1333号19-33頁。
- 12 太田達也「仮釈放要件と許可基準の再検討—「改悛の状」の判断基準と構造」法学研究84巻9号（2011）13頁以下。
- 13 法務省・前掲注（3）。
- 14 太田達也「更生保護施設における処遇機能強化の課題と展望」犯罪と非行132号（2002）45頁。
- 15 田島良昭研究代表『厚生労働省科学研究（障害保健福祉総合研究事業）罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究（平成18-20年度）』（2009）。
- 16 「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護，生活環境の調整等について（通達）」平成21年4月17日保観244矯正局長・

保護局長通達。

- 17 法務省保護局資料（2012年5月19日日本刑法学会第90回大会ワークショップ「精神障害犯罪者の社会復帰—司法と福祉の連携—」における田島佳代子保護観察官報告）。但し、この統計には重複計上があることと、障害者にも高齢者が含まれていることに注意する必要がある。同ワークショップの報告は、太田達也「精神障害犯罪者の社会復帰—司法と福祉の連携—」刑法雑誌52巻3号（2013）516頁以下にある。
- 18 近藤日出夫ほか『法務総合研究所研究部報告37高齢犯罪者の実態と意識に関する研究—高齢受刑者及び高齢保護観察対象者の分析—』法務総合研究所（2007）25頁。
- 19 法務総合研究所『平成24年版犯罪白書』（2012）256頁に掲載された平成23年度のデータによれば、医療機関につながった者は5.8%とさらに低い。厚生労働省の統計では、平成22年度と23年度を合わせた735人のうち、病院につないだ者は58人、7.9%となっている。厚生労働省「地域生活定着支援センターの支援状況」（2012）。
- 20 太田達也「刑事施設における受刑者処遇の課題と展望—刑事収容施設法施行5年を経過して」法律のひろば66巻8号（2012）59頁。
- 21 2012年5月19日日本刑法学会第90回大会ワークショップ「精神障害犯罪者の社会復帰—司法と福祉の連携—」における中川英男氏の報告参照。太田達也・前掲注（17）517頁。
- 22 法務省保護局資料・前掲注（17）、厚生労働省・前掲注（19）、法務総合研究所・前掲注（19）256頁。厚労省の統計では、自宅への帰住も含まれているが、自宅があるにもかかわらず、特別調整の対象になった事情については不明である。
- 23 板谷充「刑事政策研究会基調報告—社会内処遇の現状と課題」論究ジュリスト5号（2013）183頁。
- 24 今後、自立準備ホームを設置する更生保護施設が増えることが望まれるが、福祉系・ホームレス支援系の自立準備ホームと、更生保護施設が運営する自立準備ホームないしその更生保護施設自体では、対象者や期待される処遇内容が異なってくることも考えられ、それが望ましいのか否か、両者のそうした役割分担がどうあるべきかが議論されることになろう。太田達也「社会内処遇と更生保護事業の新たな課題—特別調整と地域生活定着支援センターの展望と課題—」東京更生保護施設連盟『東京更生保護施設連盟創立60周年記念誌』（2012）14-15頁。
- 25 太田達也「刑事政策と福祉政策の交錯—〈司法の福祉化〉と〈福祉の司法化〉—」罪と罰50巻3号（2013）63頁以下。
- 26 太田達也「仮釈放と保護観察期間—残刑期間主義の見直しと考試期間主義の再検討」研修705号（2007）3頁以下。但し、考試期間主義については責任主義違反

といった批判がなされている。佐伯仁志『制裁論』有斐閣（2009）71頁，金光旭「中間処遇及び刑執行終了者に対する処遇」ジュリスト1356号（2008）147-148頁等。法制審議会被収容人員適正化方策に関する部会でも行政機関が保護観察期間を決定することが問題視されている。法制審議会被収容人員適正化方策に関する部会第12回議事録（2008年2月4日）。

27 田島良昭「罪に問われた障がい者の社会復帰に向けて―「共生社会を創る愛の基金」がめざすもの」罪と罰49巻4号（2012）42頁以下に概要の紹介がある。

28 但し，長崎では，平成22年7月から平成24年3月まで，「障がい者判定委員会」が設置され，試験的に実施されている。また，全国の定着センターでは，それまでも，一般相談という形で被疑者・被告人に対する支援を行った例が数多くある。

29 朝日新聞2011年1月31日朝刊（長崎）29頁。

30 検察庁の方でも，平成23年9月から一部の地検で知的障がい被疑者の取調べの前後において障がいに詳しい心理や福祉の専門家が助言を行ったり，取調べ自体に立ち会ったりすることが試験的に行われ，長崎でもモデル事業が行われている。最高検察庁『知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に対する取調べの録音・録画の試行について』（2012）22頁以下。これは捜査機関のための助言・立会いであり，今後，どのような形で制度化されるか未知数ではあるが，これまで特別の配慮がなかった障がい被疑者の取調べにおいて，専門家が助言や立会いを行う試みが行われるようになったのは捜査の適正化や人権保障の点で望ましい。また，平成25年1月には東京地検で社会福祉士の非常勤職員が配置されている。読売新聞2013年1月22日朝刊37頁。

（2013年6月5日 脱稿）

## 後記

本誌の発刊が大幅に遅れたため，脱稿以後の動きについては全く触れることができなかった。特に，平成25年9月26日，障がい者や高齢の起訴猶予者に対する更生緊急保護を活用した新たな社会復帰支援策が法務省保護局から公表されている。障がい者審査委員会以外の方法による入口支援の可能性と条件付起訴猶予の問題については，本稿脱稿後，「福祉的支援とダイバージョン―保護観察付執行猶予・条件付起訴猶予・微罪処分」研修782号（2013）3頁以下で検討を加えた。本文中の（※）の報告書は，南高愛隣会編『「共生社会を創る愛の基金」2012年度事業報告書』（2013）として公刊されている。

---

厚生労働科学研究費補助金  
障害者対策総合研究事業 精神神経分野

青年期・成人期発達障がいの対応困難ケースへの危機介入と  
治療・支援に関する研究

平成25年度 総括・分担研究報告書

発行日 平成26(2014年)年3月  
発行者 「青年期・成人期発達障がいの対応困難ケースへの危機介入と  
治療・支援に関する研究」  
研究代表者 内山登紀夫  
発行所 福島大学大学院 人間発達文化研究科  
〒960-1296 福島県福島市金谷川1  
TEL&FAX : 024-548-5173

---

